

法科大学院教育の質の向上に関する省令改正の概要

平成21年4月17日中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（報告）」（以下「特別委員会報告」という。）の提言を踏まえ、所要の改正を行う。（施行期日：平成22年4月1日）

1. 専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）第25条の一部改正 （参考 1 参照）

（1）特別委員会報告の提言

法学未修者の法律基本科目の学修の充実を図る。そのため、法学未修者1年次では、1年あたりの履修登録上限単位数の標準である36単位を超えて、法律基本科目を6単位程度増加することを可能とする。

（2）改正の概要

法学既修者が履修したものとみなすことができる上限である30単位に（1）で増加した単位数を加えることを可能とする。

2. 学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令（平成16年文部科学省令第7号）第4条の一部改正 （参考 2 参照）

（1）特別委員会報告の提言

法曹の養成のための中核的な教育機関としての法科大学院がその役割を十分果たしているかを評価するために、評価基準・方法を改善する。

（2）改正の概要

- ① 入学者選抜での適性の適確かつ客観的な評価、教員組織での専任教員の適切な配置等、体系的な教育課程の編成、新司法試験の合格状況を含む修了者の進路に関する評価を実施する。
- ② 法曹養成の基本理念を踏まえて特に重要と判断した項目の評価結果を勘案しつつ、総合的に評価するなど、適切な適格認定を行うことができる評価方法とする。

専門職大学院設置基準の改正の内容

(1) 特別委員会報告の提言

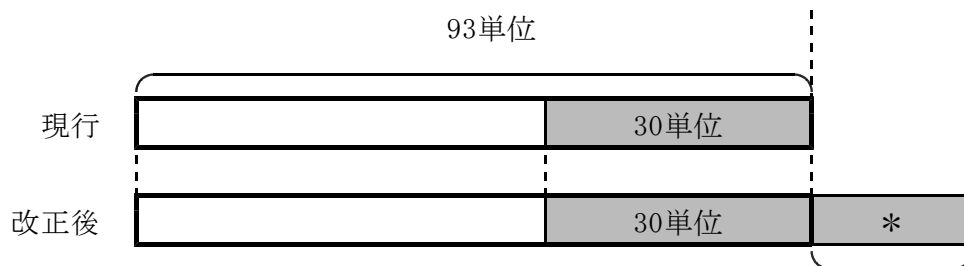
法学未修者の法律基本科目の学修の充実を図る。そのため、法学未修者1年次では、1年あたりの履修登録上限単位数の標準である36単位を超えて、法律基本科目を6単位程度増加することを可能とする。

(2) 改正の概要

- ① 各法科大学院が、上記提言に基づき、法学未修者1年次の法律基本科目を（例えば6単位）増加させた場合、法学既修者に当該増加分の単位数の修得を求めることは、当該措置の趣旨が法学未修者教育の充実であることを考えれば適当ではない。
- ② このため、法科大学院が①の措置を行った場合においても、法学既修者が当該増加分の単位数を修得しなくてもよいこととする必要がある。
- ③ 現行の専門職大学院設置基準第25条第1項では、法学既修者が修得したものと認められる単位数の上限は、30単位となっている。
- ④ 今後、①の措置を実施した法科大学院では、93単位以上の修得を修了要件とする場合、93単位を超える部分の単位数（下図*部分）に限り、30単位を超えて修得したものとみなすことを可能とする。【専門職大学院設置基準第25条第1項の一部改正】

【参考】専門職大学院設置基準第25条改正後のイメージ例

（修了要件単位数を93単位に設定していた法科大学院が6単位増加させた場合）



法学未修者1年次配当の法律基本科目（6単位）

■ …法学既修者が修得したものとみなすことができる単位数

- ⑤ また、専門職大学院設置基準第25条第3項では、他の法科大学院との単位互換（第21条第1項）及び入学前の既修得単位等の認定（第22条第1項）により修得したものとみなす単位数は、両者を合計して30単位を超えないこととされている。
- ⑥ 今回の改正により、①の措置により増加させた単位数は、⑤の上限である30単位とは別枠で修得したものとみなすことを可能とする。【専門職大学院設置基準第25条第3項の一部改正】

学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して 必要な細目を定める省令の改正の内容

評価項目の追加に関する改正事項

(1) 特別委員会報告の提言

- ① 質の高い入学者を確保する観点から、認証評価で各法科大学院入学者の適性試験の得点状況を調査し、当該年度の入学最低基準点に照らして適切に運用されているか否かを評価することが必要である。
- ② 各法科大学院は主要な科目について、年齢構成にも配慮しながら適切に専任教員を配置し、十分な教育体制を確保すべきである。認証評価では教員の資質・能力・実績について適切に評価が行われることが期待される。
- ③ 各認証評価機関で、法科大学院修了者の共通的な到達目標の達成に向けた各法科大学院の取組を適切に評価することが期待される。
- ④ 法曹の養成のための中核的な教育機関としての法科大学院がその役割を十分果たしているか評価するために、認証評価機関は評価項目のうち特に重要と判断した事項（以下「重点評価項目」という。）を大学評価基準で設定する必要がある。

(2) 改正の内容

認証評価機関が作成する大学評価基準に盛り込むことが必要な評価項目について特別委員会報告を踏まえ、以下の通り改正する。【細目省令第4条第1項第1号の一部改正】

- ① 入学者選抜での、適性の適確かつ客観的な評価に関する評価を実施することを明確化する。
- ② 教員組織での、専任教員の適切な配置等についての評価を実施することを明確化する。
- ③ 教育上の目的を達成するために必要な授業科目の開設及び体系的な教育課程の編成に関する評価を実施することを明確化する。
- ④ 新司法試験の合格状況を含む修了者の進路に関する評価を実施することを新たに追加する。

適格認定の方法に関する改正事項

(1) 特別委員会報告の提言

認証評価について、重点評価項目を踏まえた評価方法とするとともに、「適格」「不適格」の認定について適切な運用が図られるよう見直す。

(2) 改正の内容

- ① 細目省令第4条第1項第1号に掲げる評価項目のうち、認証評価機関が、法曹養成の基本理念を踏まえて特に重要と判断したものを重点評価項目とする。【細目省令第4条第1項第2号の一部改正】
- ② 評価方法は、重点評価項目の評価結果を勘案しつつ、総合的に評価するなど、適切な適格認定を行うことができる方法とする。【細目省令第4条第1項第2号の一部改正】